

昭和 54 年 10 月 1 日

第 3 種郵便物認可

名古屋手をつなぐ No.541 (6 月号)

毎月 1 回 10 日発行

令和 3 年 6 月 10 日

価額 一部 100 円

名古屋



〒456-0031

名古屋市熱田区神宮四丁目 4 番 5 号

☎ 052(671)6211 (代)

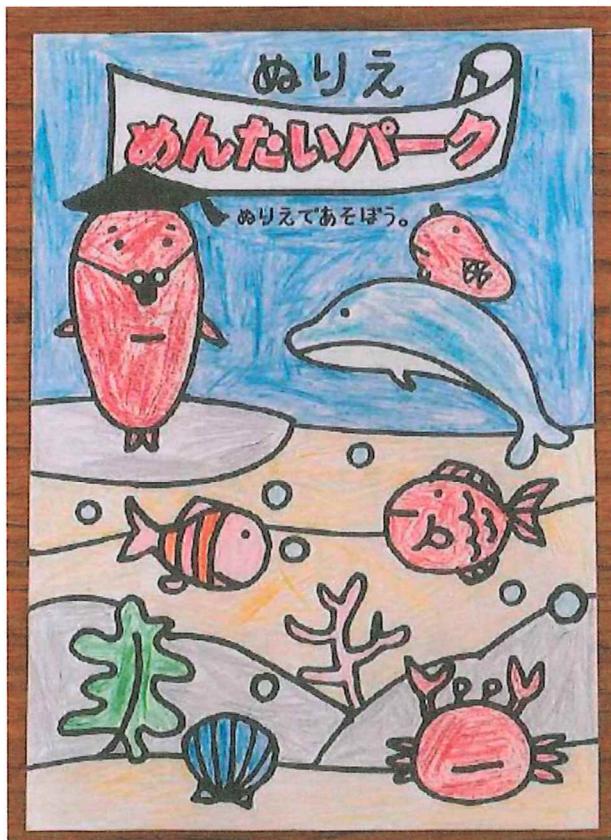
FAX 052(671)6214

社会福祉法人

名古屋手をつなぐ育成会 印刷・発行

発行責任者 理事長 山崎 梅治

ホームページ URL <https://nagoyaikuseikai.or.jp/>



「またみんなで行きたいな」

改正差別解消法成立

民間事業者にも障害者への合理的配慮の提供を義務付ける

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の一部が、令和3年5月28日参議院本会議に於いて、「改正差別解消法」が全員一致で可決、成立了。改正点は、以下の通りです。改正法の公布は令和3年6月4日がありました。

※衆議院HP立法情報より

第二〇四回 閣第五九号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

- 2 國及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 國及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

第八条第二項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

第十四条中「できるよう」の下に「人材の育成及び確保のための措置その他の」を加える。

第十六条に次の二項を加える。

- 2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

というものです。これまで、「合理的配慮」の義務付けは国や自治体のみにあり、民間事業者には努力義務という表し方で、努力を求めるだけがありました。当事者側からすれば非常に納得のいかない法律でもありました。

障害がある人の意思疎通や移動など様々な障壁を無理のない範囲で支援する「合理的配慮」を、企業や店舗等の事業者に義務付ける「改正障害者差別解消法」は、社会全体に浸透し障害者への配慮が行きわたり当たり前になっていく第1歩として期待するものです。

法改正に併せて以下の附帯決議がなされ、今後の課題となりました。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を 改正する法律案に対する附帯決議

【2021年5月27日 参議院・内閣委員会】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 本法の施行は、公布の日から三年を待たず、可能な限り早期に行うこと。
- 二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についての理解がより一層深まるよう啓発に努めるとともに、本法並びに本法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針の改定については、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者に周知徹底すること。
- 三 複合的な差別を含め、障害を理由とする差別の解消を総合的に推進するため、次期障害者基本計画の策定を通じて把握した課題について、障害者基本法及び障害者虐待防止法の見直しを含めて必要な対応を検討すること。
- 四 基本方針において、障害者の権利に関する条約の精神にのっとり、差別の定義に係る基本的な考え方を明記することを検討すること。
- 五 障害のある女性や性的少數者等への複合的な差別の解消について、基本方針、対応要領及び対応指針に明記することを検討すること。また、地方公共団体と連携して、複合的な差別に関する情報の収集、分析を行うこと。
- 六 基本方針等において、障害の分野に応じて、具体的な差別事例や合理的配慮の提供事例を盛り込むことを検討すること。
- 七 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当たっては、障害者の権利に関する条約における障害当事者参画の理念等を踏まえ、障害者、障害者団体その他の関係者の意見を聴取すること。
- 八 障害者基本計画の実施状況の監視に当たっては、知的障害者及び精神障害者を含む障害者並びに障害団体の構成員の参画を検討すること。
- 九 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決に必要な体制を整備するに当たっては、以下の諸点に留意すること。
 - 1 障害を理由とする差別に関する相談について、たらい回しを防止する等の観点から、ワンストップの相談窓口を設けるとともに、国と地方公共団体との

連携を強化すること。

- 2 障害者が安心して相談することができるよう、相談窓口における相談対応者に障害者を加えること。
 - 3 既存の機関によるこれまでの対応について調査、分析し、その結果を公表すること。
- 十 相談窓口については、電話対応だけでなく、FAX、電子メール、SNS等の利用を可能とするなど、聴覚障害者が利用しやすい体制を整備すること。
- 十一 障害を理由とする差別の解消に向けた啓発活動に当たっては、障害者団体等が実施している研修に関する情報を可能な限り収集し、その内容も十分に踏まえて検討すること。
- 十二 障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集及び整理に当たっては、民間事業者に対し情報の提供等を求めつつ、国の各行政機関及び地方公共団体が協力・連携し、データベースの構築等により、情報を共有すること。
- 十三 障害者差別解消法第五条に基づく環境の整備を行うため、公共施設、公共交通機関その他不特定多数の者が利用する施設等のバリアフリー化を推進するための財政措置を含め、必要な措置を講ずること。
- 十四 合理的配慮の提供に当たっての意思の表明について、知的障害等により本人の意思の表明が困難な場合には家族、介助者等が本人を補佐して行うことも可能であることを、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者に十分に周知すること。
- 十五 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当たっては、障害の特性に応じて、ルビ、点字、音声等を用いるなど、全ての人に分かりやすい情報提供となるよう配慮すること。
- 十六 国の各行政機関又は地方公共団体が合理的配慮を提供しない場合は、その理由を障害者側に十分説明することに努め、その旨を国の各行政機関及び地方公共団体に周知徹底すること。
- 十七 障害者差別解消支援地域協議会について、未設置市町村も少なくないことを踏まえ、地方公共団体に対して十分な支援を行うこと。
- 十八 法令等において用いられている「障害者」のうかんむりの「害」の字を、石へんの「碍」とし、又は、ひらがなの「がい」とするかどうかについての検討に資するため、障害当事者の意向や世論の動向を把握すること。

各種研修情報

～ 育成会本部に届いた研修のご案内です ～

発達障害児のための進路の学習会

日時・2021年7月2日(金)10:30~12:45(受付 10:00~)

場所・天白文化小劇場ホール 地下鉄鶴舞線原駅直結

対象・発達障害のある小学3年生から中学生のお子さんの保護者 150名限定

内容 ※昨年度の講演を収録したものの視聴となります

1. 「進路について」山田 恭史さん（名古屋市立守山養護学校教頭）
2. 「就労について」五十嵐 意和保さん（令和2年度愛知障害者職業センター所長）
3. 「先輩お母さんの体験談」ペアレントメンターさん

申し込み方法・インターネット「名古屋市電子申請サービス」→「主催者から探す」→「児童・福祉施設」→「発達障害者支援センターりんくす名古屋」
申し込み締め切り・2021年6月22日(火)

お問い合わせ・発達障害者支援センターりんくす名古屋 TEL052-757-6140

令和3年度東区障害者自立支援連絡協議会全体会記念講演 テーマ「意思決定支援ってなに？権利擁護と関係あるの？」

講師・又村あおい氏

(一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局長)

6月14日~6月30日の間、YouTubeで配信します

申し込み方法・東区障害者自立支援連絡協議会(東区障害者基幹相談支援センター内)

FAX052-932-7585 TEL052-932-7584

メールアドレス higashi-shien@piano.ocn.ne.jp

※申込者名・連絡先電話番号・メールアドレスを記載して、上記連絡先へメールまたはFAXでお申し込みください。折り返し、視聴方法が送付されます。

第58回心身障害問題を考える集い

「コロナ後を見据えた地域づくり」

新たな地域のあり方と社会保障の未来を考える

講師・菊池 鑿実氏(早稲田大学 法学学術院 教授)

日時・2021年7月3日(土)14:00~16:00

WEB開催(Zoom) 参加費無料

主催・社会福祉法人あさみどりの会・社会福祉法人あさみどりの風

申し込み方法・名古屋市千種区新池町1-18-2 あさみどりの会事務局

TEL・052-782-2233 FAX・052-782-3513

Mail・asamidori@asamidori.net 定員 80名(定員になり次第締め切り)

氏名・職業(所属)・連絡先電話番号・E-mail

※申し込み確認済みの方には、6月19日より随時参加IDとパスコードを送付

新型コロナウイルスワクチン接種の流れ

なごやし さい さい しみんむ しんがたころなういるすわくちんせつしゅ はじ
名古屋市では16歳～64歳の市民向け新型コロナワイルスワクチン接種が始まりま
なんぴょうかんじや しょうがい かた ゆうせん ご ねんれい たか かた じゅんばん
す。まずは難病患者や障害のある方が優先になり、その後は年齢の高い方から順番に
てもと とどき さい さい しみん かた くーぽんはっそうじき げんざい
お手元に届きます。12歳から15歳の市民の方へのクーポン発送時期については現在
けんとうちゅう
検討中です。

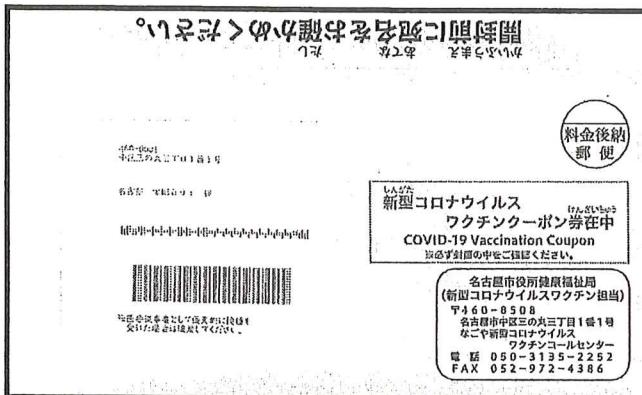
① クーポン券が届く

くーぽんけん はっそうじき
【クーポン券の発送時期】

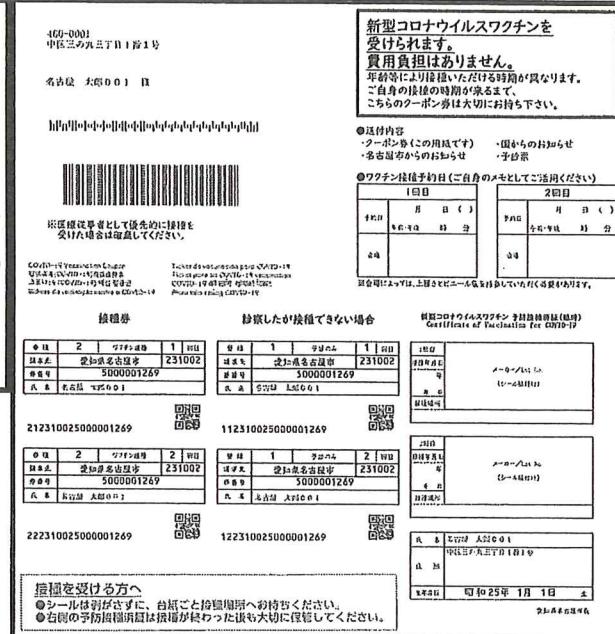
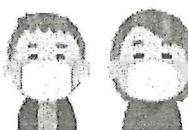
たけしうねんねいとう 対象年齢等	はくせうひ 発送日
なんびょうかんじゅ かた とくていいりょうじゅきゅうしやしようとう 難病患者の方(特定医療受給者証等をお持ちの方等)	がつ にち すい 6月30日(水)
しょうがいしゃ かた ショウガイシャでちょう 障害者の方(障害者手帳をお持ちの方等)	がつ にち か 7月 6日(火)

くーぽんけんとうゆうそうようふうとう
【クーポン券等郵送用封筒】

くーぽんけん
【クーポン券】



よやく く一ほんけん
※予約はクーポン券が
とど
届いてから



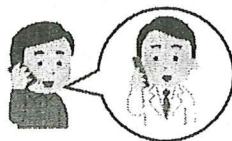
せっしゅ よやく
②接種の予約

よやくかいしき
【予約開始時期】

対象年齢等	予約開始日
なんびょうかんじゅ かた 難病患者の方	がつ にち すい 6月30日(水)
しょうかいしゃ かた 障害者の方	がつ にち か 7月 6日(火)

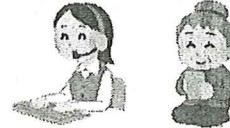
こべつせっしゅ
【個別接種】

いりょうきかん ちょくせつよやく
医療機関へ直接予約



しゅうだんせっしゅ
【集団接種】

こーるせんたー
・コールセンター



(050-3135-2252)

せんよう よやくせんたー
・専用の予約センター

わくちん じゅんじきょうきゅう
ワクチンは順次供給されるため、クーポン券が届いた直後の日程では予約が取れないことも考えられますが、接種を希望する方がそれぞれ2回の接種を受けるのに十分な量のワクチンが供給される見込みですので、慌てずに予約をお取りください。



せっしゅ う
③接種を受ける

こべつせっしゅ
【個別接種】

いりょうきかん
・医療機関



しゅうだんせっしゅ
【集団接種】

しゅうだんせっしゅかいじょう
・集団接種会場



ももの
【持ち物】

けん
・クーポン券

よしんひょう
・予診票

ほんにんかくにん
・本人確認ができるもの(健康保険証や運転免許証など)

けんこうほけんしょう も
※健康保険証を持っていくと現地での体調不良の際に安心です。

くーぽんけん かいう
※なお、クーポン券は2回打つまで大切に保管してください。

かくくしょうがいしゃきかんそうだんしえんせんたー
わからなことがありますたら各区障害者基幹相談支援センター、

いくせいかいそうだんまとぐち
または育成会相談窓口(052-671-6211)までご連絡ください。

名古屋手をつなぐ育成会生活支援センター相談事業のご案内

★ 育成会相談室 悩みご相談のある方ご利用ください。電話相談、もしくはお電話の上ご来館ください。

相談内容	開設日	担当	時間
権利擁護・差別虐待・成年後見推進事業・福祉サービス苦情解決、その他	毎週月～金曜日	当法人役員等	10時～16時

社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会 事務局

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮4丁目4番5号 Tel(052)671-6211(代) Fax(052)671-6214

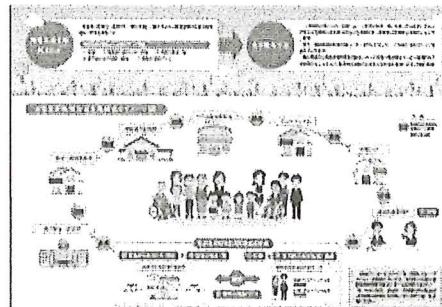
★ 障害者基幹相談支援センター お気軽にのぞいてみてください。(市内どこからのご相談も受け付けています。)

開設日・時間 月～金曜日第2・4土曜日(9時～19時)

中川区障害者基幹相談支援センター	Tel(052)354-4521(直)	Fax(052)354-2201
〒454-0869 名古屋市中川区荒子一丁目141-1 奥村マンション1階 地下鉄東山線高畠駅3番出口徒歩8分・あおなみ線荒子駅下車西へ徒歩8分		

令和4年4月から中川区で開始する地域生活支援拠点の整備について、自立支援協議会で相談支援事業所、短期入所事業所、運営法人との話し合いを実施しました。

地域の体制作りは、拠点事業所、基幹センターだけではできません。地域で困る人、受け止め先がない人を作らないように、地域の短期入所事業所もそれぞれの強みを活かして協力、受け止めをしていけるよう、今後も一緒に地域づくりに取り組んでいきます。いざという時に困らないように、少しずつできる準備をしていきませんか。拠点事業所が整備されている区については、まずは登録から始めてください。利用料や送迎、利用条件など詳細につきましては決まり次第お知らせをします。今からでも、何か気になることがあれば相談支援専門員に聞いてみてください。



※各区で整備状況が違いますので、各区の障害者基幹相談支援センターと担当の相談支援専門員に相談をしてみてください。

行って見て聞いて

Information

しょうかいしゃてちょう
あいでーー
つか
シェイアール
の
障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を使って、JRに乗れるようになりました！

「ミライロ ID」は、「株式会社ミライロ」が提供するスマートフォン向けアプリです。みなさんが持っている愛護手帳、身体障害者手帳、精神保健手帳などの障害者手帳の情報、福祉機器の仕様、求めるサポートの内容などを登録できます。公共機関や商業施設など、ミライロ IDを本人確認書類として認めている事業者に対して、障害者手帳の代わりに提示して、障害者割引やお得な割引、必要なサポートなどを受けられるようになりました。アプリに登録すると、手帳をカバンから出し入れする手間や、紛失することも防げるかもしれません。

JRや名鉄、近鉄など名古屋発着の私鉄などを含む全国123社の鉄道会社で、障害者手帳アプリ「ミライロ ID」が導入され、障害者手帳の代わりに利用可能となりました。

使える場所を一部ご紹介します 携帯電話会社のドコモ、au、ソフトバンクなど。名古屋市科学館やリニア・鉄道館など。映画館ではTOHOシネマズ、ユナイテッドシネマなど。掛川花鳥園、モンキーパークなど。ロイヤルホスト、吉野家、ボウリング場のラウンドワンなど。

各区・各会

千種区手をつなぐ育成会

一千種区高齢部会「凜の会」の活動ー

現在、日本は超高齢化社会になったと言われています。この育成会においても、会員の高齢化が進んでおり、介護保険、認知症、権利擁護など高齢に伴う問題は、お子さんに関する知的障害者福祉の問題と同じくらい会員の皆さんの関心が大きい事項です。反面、現実では介護や支援を必要としていない高齢者も多く、元気な高齢者の社会的活動の場が必要とされています。

そこで、千種区育成会では、有志が集まり、我が子のみならず自分自身の高齢化問題を学習する場や、高齢の会員が元気に集まれる場を作りたいと考え、平成20年より小グループ活動として準備を始めました。そして、平成22年より正式に高齢部会「凜の会」としての活動をスタートしました。参加希望に年齢制限はなく、若い方たちでも今後のため一緒に学習したい方には参加いただいており、現在20名近くの会員となっております。

認知症、自分自身の健康問題などについて考え、介護保険制度や介護予防、また介護の体験談を聞く等、いずれは加齢と共に起こりうる諸問題について学習しております。

また、皆さん元気で過ごしておられることを確認する、いわゆる「安否確認」の場とし、ハイキング、料理教室、社会見学など皆様との懇親を深める場としても活用しております。

現在はコロナ禍により活動もままならず、皆様と顔を合わせることもできませんが、いずれ収束した後には、高齢の方たちが元気で参加できる場をますます活性化させていけるように頑張っていきたいと思います。

千種区手をつなぐ育成高齢部長 林 悅子



コロナ禍での外出活動

こもとグループホーム

新型コロナ感染予防対策で不要不急の行動制限や外出自粛が言われ一年以上になりますが、障害を持った人たちの中には、なかなか理解できない方もみえます。

こもとグループホームの利用者の方は、マスクの着用、手指の消毒は出来ても、楽しみにしている休日の外出活動の自粛は理解できず難しい事です。



外出活動は、みんなでワゴン車に乗り広い公園で散策しあ弁当を食べたり、人混みを避けて少人数で買い物をしたりしています。

楽しんではいますが、以前のように大きな声で笑ったり、みんなで集まりおいしいものを食べに行ける日が早く来ないかと思っています。



